

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達番号 | 情推002 |
| (2) 調達件名及び数量 | Microsoft Defender for Endpoint (P2) 一式 |
| (3) 納入期限 | 令和6年4月1日まで |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学情報推進部情報セキュリティ班 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒567-0047 大阪府茨木市美穂ヶ丘5-1
国立大学法人大阪大学 情報推進部情報企画課会計係
電話 06-6879-8819
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年2月28日(水) 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

ライセンス名

Microsoft Defender for Endpoint P2

ライセンス数

1,600

ライセンスの期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

1. Microsoft Defender for Endpoint P2 を使用できるライセンスを納品すること。当該ライセンスを本学ユーザーに割り当てる際には、Microsoft 365 テナントを通じて行うものとする。なお、Microsoft 365 テナントは本学が既に締結している Microsoft 社の教育機関向け総合契約(Enrollment for Education Solutions)(以下、「EES」という。)のライセンスが割り当てられた Microsoft 365 テナントを使用すること。
2. 上記 EES の契約期間が令和6年1月1日から令和6年12月31日までであるのに対し、本件に係るライセンスの期間は上記「ライセンスの期間」とすること。
3. 当該ライセンスの納品は令和6年4月1日とし、費用の請求は令和6年4月1日以降に行うこと。
4. 契約期間中のライセンスに関して、製造元のライセンス許諾条項や利用条件が変更となる場合は、速やかに本学担当者に連絡すること。
5. ライセンスの契約期間中は、製造元のライセンス許諾条項や利用条件等に関する本学からの問い合わせに対応すること。
6. 落札者及び落札者が業務を他に委託する者全ては、本調達を行ううえで知り得た本学に関する事項を他に漏らし、又は、他の目的に使用してはならない。
7. 本仕様書に記載なき事項並びに不明な点は、本学と協議のうえ実施するものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号： 情推002

調達件名： Microsoft Defender for Endpoint (P2) 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

製造請負契約書（案）

製造請負の表示 Microsoft Defender for Endpoint (P2) 一式

請負代金額 金 円也（うち消費税額及び地方消費税額 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学 理事 福田 祐一 と 受注者 との間において、上記の製造について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

- 第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、製造をするものとする。
- 第2条 本契約に基づく製造物品等は、国立大学法人大阪大学情報推進部において、引き渡しをするものとする。
- 第3条 製造は、受注者の事業所内において、これをするものとする。
- 第4条 製造の完成期限は、令和7年3月31日とする。
- 第5条 請負代金は1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金は、製造物の完成及び検収・引渡し後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学情報推進部情報企画課会計係に送付すべきものとする。
- 第8条 受注者は、この契約に際して受注者の責に帰すべき原因により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負うものとする。
- 第9条 契約保証金は免除する。
- 第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
- 第11条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。
- 第12条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和6年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号

国立大学法人大阪大学 理事 福田 祐一

受注者